

## 特産品焼酎製造免許の付与可能都道府県

(特産品焼酎のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。)

当局管内の各府県における、令和2年度から令和4年度までの単式蒸留焼酎に係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、特産品のうち、米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする単式蒸留焼酎製造免許については、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの間、いずれも免許付与が可能です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2～令和4年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費－平均課税	
滋賀県	X	3,755	X	3,545	X	3,351	X	3,550	X	○
京都府	1,060	7,619	1,064	7,302	573	7,382	899	7,434	6,535	○
大阪府	X	28,501	X	27,101	X	27,399	X	27,667	X	○
兵庫県	207	16,395	279	15,718	352	15,678	279	15,930	15,651	○
奈良県	11	3,557	11	3,482	12	3,383	11	3,474	3,463	○
和歌山県	109	3,032	106	3,026	91	3,064	102	3,041	2,939	○

(注) 上記数量は、いずれも令和5年6月30日現在の数量により算出しています。